

定 款

(令和5年6月28日改正認可)

中部国際空港株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、中部国際空港株式会社と称する。英文では、CENTRAL JAPAN INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 中部国際空港の設置および管理
- (2) 中部国際空港における航空機の離陸または着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置および管理
- (3) 航空旅客および航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の中部国際空港の機能を確保するために必要な施設の建設および管理
- (4) 事務所、店舗その他の中部国際空港を利用する者の利便に資するために同空港の敷地内に建設する施設の建設および管理
- (5) 海外の空港の整備および運営ならびにこれらに関する調査
- (6) 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中部国際空港の設置および管理を効率的に行うために必要な事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県常滑市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,673,360 株とする。

(株券の発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株式取扱規則)

第7条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式または新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手續および手数料は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

(株主の住所、氏名等の届出)

第8条 株主もしくは登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出るものとする。その変更があったときも、同様とする。

2 外国に居住する株主もしくは登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、日本国内に仮住所または代理人を定め、当社に届け出るものとする。その変更があったときも、同様とする。

3 第1項の規定は、前項の代理人に準用する。

4 第1項から第3項までの届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当社はその責に任じない。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第 12 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主またはその法定代理人は、当会社の株主 1 名以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体または法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員または使用人に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合においては、株主もしくはその法定代理人またはそれらの代理人は、総会ごとにあらかじめ当会社に委任状を提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および顧問ならびに取締役会等

(取締役会の設置)

第 16 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠のため選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

- 2 当会社には、会長 1 名ならびに副社長および常務取締役各若干名を置くことができ、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。
- 3 社長は、当会社を代表する。
- 4 社長のほか、取締役会の決議によって会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
- 5 社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を総理する。
- 6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

(取締役会の招集権者および議長等)

第 21 条 取締役会は、社長が招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各取締役および各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役会に関するその他の事項は、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(執行役員)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

2 執行役員の任期は、1 年以内とする。なお、取締役会は、任期の途中であっても執行役員を解任することができる。

3 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い、業務を執行する。

(顧問)

第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、当社の業務一般について、社長の諮問に応ずるとともに、取締役会の求めにより、これに出席して意見を述べることができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 26 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期等)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した当該監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第 329 条第 3 項に定める補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集等)

第 31 条 監査役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会に関するその他の事項は、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

2 配当金が支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

3 配当金には、前項の期間内であっても利息を付さない。